

《論 説》

シベリア干渉の終焉と日ソ修交への道(正) ——北京会議における北樺太撤兵問題——

小林 幸男

1 はじめに

日ソ国交樹立のための北京会議は、1923（大正12）年9月22日から、25年1月20日の調印までの交渉経過を指す。日本側全権は駐華公使芳沢謙吉、ソビエト側は極東全権カラハンで、この間芳沢に外相松井慶四郎の調印委任状が送付（5月13日第300号）されて交渉がもたれたのが、24（大正13）年5月15日なので、北京会議はこの日までの会議を予備会議（77回）、それ以後を正式会議（61回）とされる。

内閣も、山本権兵衛海軍大将の薩閥地震内閣が、23年末に大逆事件（難波大助の摂生裕仁暗殺未遂）で総辞職のあと、前・枢密院議長清浦奎吾の貴族院研究会内閣が組織されたが、24年5月10日の総選挙で野党の「護憲三派」連合（憲政会・政友会・革新俱楽部）に敗退し、憲政会総裁加藤高明を首班とし、政友会総裁高橋是清農商務相、革新俱楽部代表犬養毅逓相の鼎立するいわゆる「護憲三派」内閣が発足した（6月11日）。外相には加藤首相の義弟で外務官僚の幣原喜重郎が就任した（共に三菱の女婿）。

2 沿海州武装解除と尼港事件

そもそも、日本外交は、日露戦争後の大経営方策をめぐっての軍衛と外務との対立ははげしく、その後の辛亥革命、第一次大戦、シベリア出兵政策を経る中で、ますます激化の一途を辿ったといえる。ロシア革命とソビエト政権の出現はその様相をさらに複雑なものにした。

シベリア干渉の終焉と日ソ修交への道(正)（小林）

レーニンの唱道する、無併合・無賠償による即時平和、旧条約・旧債務の廃棄、秘密外交の廃止と旧条約の公開、コミニテルン組織化（1919年3月）による世界革命推進と民族解放運動との連帶、などの具体化は、威尔ソン大統領の14ヶ条提唱の政策と錯綜して、その対応に翻弄される中で、日本外交は対英依存による「列国強調」に縋ろうとしたが、シベリアに派遣された軍司令官大井成元中将（20年11月から大将）のように、対ソ全露戦争強行論を主張する勢力も存在した（参謀本部『西伯利出兵史』）。

ロシア内政に干渉せず、領土的野心もなく、チェコ軍救済目的を達すれば撤兵する、という「日米共同宣言」を発表して、米騒動の渦中に敢行されたシベリア出兵であったが（18年8月）、早くも20（大正9）年初頭には、チェコ軍救済目的を終えたとして、米軍は、一方的にシベリアから4月末までに撤退した。このころにはすでに極東シベリアは革命勢力のほぼ制圧するところとなって、有産民主制の憲法をもつ「^{ダーリニュヴォストーチナヤ・レスプーブリカ} 極東共和国」が、緩衛国家としてヴエルフニエウディンスクで独立宣言を発し（20年4月6日）、ソビエト政権も翌月¹⁾にこれを承認した。

米軍無断撤兵の痛撃に日本の混迷

意外の米軍撤退に困惑した首相原敬は、「満鮮国境の治安維持」をあらたな名目として強調し、ザバイカル方面からは撤兵して沿海州・黒龍江両州とウラジオストークに日本軍を結集させて守備に転じ、局面一変後、もし他日「過激派」からの宣伝や攻撃をうけた場合、はじめて「自衛」の攻撃をとり、適當な土地を占領し、その後にロシアの相当政府を樹立して撤退するか、またはわが領土として支配するか、いずれにしても「占領地にあらざれば自由の処置をなすことをえず」（『原敬日記』20年1月9日）、「自衛的に出兵したる場合あらば、その時こそシベリアは我が意のあるままになすことを得」（同上、6月12日）との胸中を日記に吐露し、山県元老も贊意を表した。

一方、ザバイカルからの撤兵に反対であった参謀総長（上原勇作大将）は、守備地域縮小に当たって命令を下し、この際「帝国陸軍ノ威武ヲ發揚スルニ全

力ヲ傾注」せよ、そのために「犠牲ヲ払フトモ無益ノ損害」どころか「国民ノ志氣ヲ振興」し、外国からは「日本ニ対スル畏敬ノ念ヲ繫持」しうる。「若シ夫レ徒ラニ安全ヲ旨トシ無事兵力ヲ集結シ得タリトスルモ 一旦日本軍ノ実力ニ対シ彼等ヲシテ輕蔑ノ念ヲ抱懷セシメンカ 遂ニ日本陸軍ノ歴史ニ永久拭フ可カラサル汚点ヲ止メ ³⁾ 延テ国防ノ基礎ヲ危クスルニ至ラン 今ヤ我国重大ノ時機ニ際会シ深憂特ニ茲ニ一言ス」(20年3月6日²⁾)と論じ、あくまでも国威を死守せよという逼迫した厳命であった。

派遣軍司令部駐屯地の浦潮臨時政権は、表面上は社会革命党(CP)をたてたが、実質はすでにボルシェビキが主導していた。軍司令官大井成元中将は、軍参謀高柳保太郎少将に命じて浦潮政権との商議を進行させながら、同時にひそかに策謀して、4月4、5日早晩に沿海州主要都市で一せいに日本軍の奇襲攻撃を展開し、沿海州各地の革命勢力の武装解除を強行した(沿海州武装解除事件)。

この間に、シベリア出兵における「皇軍」敗北の惨劇の象徴である、いわゆる「尼港(ココラエフスク)事件」が突発した。当地の副領事一家や将兵、在留邦人を含む数百名が、戦死や虐殺などでその生命を奪われた。日本国内ではこれを「鬼畜の如きパルチザンの許しがたい悪逆非道の蛮行」である、として、反ソ反革命の大宣伝が繰りひろげられ、靖国社頭にたつ「尼港殉難之靈碑」は、その後の太平洋戦争敗戦までの長期にわたる対ソ増悪の非和の道標となった。「事件」の経過については、原暉之『シベリア出兵—革命と干渉、1917-22』(筑摩書房、1989)³⁾を参照されたい。また「事件」が、本来は日本帝国主義の他国内政に軍事干渉するという「姑息ノ陰謀」(当初は出兵慎重論を唱えた山県有朋の用語)が招いた帰結として当然政府や軍部がその責任を追及されるべきものが、大キャンペーンの世論操作の末、日本国民の敵意と、犠牲者遺族の悲涙に便乗して逆に反ソ・反革命感情にこれを転移させ、その賠償責任を履行するに足る能力をもった「正当」政府が将来ロシアに樹立されるにいたるまで、犠牲の「賠償」として、北樺太を「保障占領」(注・国際法にも先例のない)せざるをえない(日本はソビエト政権を、ロシアを代表する正当政府として認めていない)、と

ということで国民の政府批判を押さえ込んでしまった。その世論の動向と北権太占領にいたる間の推移については、筆者稿「対外政策と世論—「尼港事件」と北権太占領政策—」(『日ソ政治外交史』有斐閣、1985年に所収)に要約した。

3 北権太占領は国際法上先例なし

北権太占領政策

北権太軍事占領に関する日本政府の声明「本年(20年)3月12日以来5月末に亘り「ニコラエウスイ」港ニ於テ帝国守備隊領事館員及在留臣民約七百名老幼男女ノ別ナク 同方面過激派ノ為虐殺セラル 其状誠ニ悲惨ヲ極ム 帝国政府ハ國家・威信(傍点筆者・以下同じ)ヲ全ウセムカ為メ必要ナル措置ヲ執ラサルヘカラス 然ルニ目下實際上交渉シ得ヘキ政府ナク如何トモスルコト能ハサル情況ニ在ルニ依リ 将来正当政府樹立セラル本件ノ満足ナル解決ヲ見ルニ至ル迄薩哈薩州内ニ於テ必要ト認ムル地点ヲ占領スヘシ

(注・サバイカル方面からは撤兵を決定したが) 浦潮方面ハ朝鮮ニ對スル脅威排除セラレサルノミナラス却テ悪化セントスル傾向アリ 且多数ノ本邦人同地方ニ在留シ 又「ハバロフスク」ハ「サガレン」州ニ通スル要衝ノ地点ナルニ顧ミ 此等地方ノ安定ヲ得ル迄 已ムヲ得ス相当数ノ軍隊ヲ駐ムヘシ

これが、1920(大正9)年7月3日の北権太軍事占領声明であり、そこには「ニコラエフスク」による「国家ノ威信ヲ全ウ」するためと、脅威の悪化傾向にある朝鮮と、これに隣接する浦潮方面、およびこれらに通じる要衝ハバロフスクは相当数の駐兵を継続する、というものであった。

このころ、浦潮隣接の間島地方で朝鮮人の抗日運動が激しく展開しており、
コンシュン渾春その他で日本総領事館や分館が相次いで襲撃された。このため日本政府は間島方面の警備を「完成」し、「不逞鮮人ノ禍根ヲ一掃スル為メ必要數ノ軍隊ヲ派遣シ以テ此ノ不安險惡ナル形勢ニ処スルノ外ナシ」として中国側にもその協力を強く迫り、もし中国側がこれをききいれない時は「不得已自衛的措置トシテ出兵スヘキ旨通告スルコト」を閣議で決定してこれを決行した(10月7日閣議決定、同14日出兵声明)。

ここで、原首相が山県元老と会見し、「尼港事件」の報復に北権太を軍事占領すること、同地には油田もあり、南権太から道路を建設する必要があること、

などについて両者が合意している（6月12日）。

北樺太軍政実施に関する閣議決定⁴⁾

以下、北樺太軍政実施に関して相次いで決定した、閣議決定の先例のない2, 3を記しておきたい。

[1920年7月27日]

「今回帝国軍隊ニ依ル薩哈咀州内必要地点ノ占領ハ 国際法上一種ノ平和復仇ト目ス
ヘキモノナルカ 此種ノ占領ノ場合ニ於ケル占領軍ノ司法行政ニ関シテハ 未タ国際
慣例ノ確立セルモノナシト雖 大体ニ於テ戦時占領ニ關スル国際法規ヲ準用スルヲ得
ヘク 占領軍ハ他ノ權力ヲ排斥シ 自己ノ權力ヲ一定ノ範囲ニ於テ占領地ニ行使スル
ヲ得ルモノトス 依テ占領軍ハ大体左ノ方針ニ依リ占領地域内ニ於ケル施政ニ任スル
ヲ至当トス」（以下省略）

[1920年6月26日]

○黒龍江下流並黒龍江海灣ニ於ケル海業管理ニ關スル件、漁期切迫事情と同方面政情
不安定の状態に鑑み、占領軍当局が漁業権保護に当たるため6項目の具体策提示。（詳
細省略）

[1920年9月28日]

○北樺太油田・炭田ニ關スル閣議決定

（1）、現在「北辰会」ガ継承しているスタヘーフ（革命前の資本家・注）久原（房之助）
協定関係の鉱区は、「他日北樺太ノ問題カ如何ニ解決サルルニ論ナク 寧口速ニ之ヲ
日露合併事業ノ形式ニ移シ 我軍司令官公認ノ下ニ事業ヲ促進セシメ置クヲ以テ安全
且ツ穩当ナル措置トス」

（2）、その他の未開鉱区もその価値を確認した上で保留し、「他日北樺太問題ノ進展
如何ニ鑑ミ機密ノ措置ヲ執ルヲ可トス 夫迄ハ何人ニモ之カ採掘等ヲ許可セサルコ
ト」

（3）、炭田開発については、三菱合資会社がスタヘーフ商会と協定し調査した実績も
あるのでこれを適当に指導する。

日本海軍と石油利権

周知のように、第1次大戦を通じて、内燃機関は石炭から石油燃料へと革命的
的な発展を遂げた。これは、アメリカを仮想敵とする日本海軍にとって、北樺

シベリア干渉の終焉と日ソ修交への道(正) (小林)

太油田の確保が死活を制する重要な問題でもあった。折しも日米関係は日本人移民排斥問題で極度に緊迫し、「日米もし戦わば」などのマスコミ論調がさらに世論を刺激した。アメリカのシンクレア石油会社が北樺太の石油をめぐって、極東共和国と商議を企てているとの報道も日本海軍をいたく焦慮させた。

ワシントン会議後、日本の国防方針は3度目の改訂をみて(23年2月)、第1次仮想敵は従来のロシアからアメリカに置き換えられたが、海軍次官井手謙治中将は外務次官田中都吉に、「国防上対露方針速決ヲ喫緊トスル件」(官房機密第213号⁵⁾)を申入れ、「海軍省ノ意見……御承知ノ上時機ヲ失セス必要ナル措置ヲ講セラルル様致シ度」とその意見を開陳している(23年2月23日)。

なおこの申達書には、外務官僚(無署名)の朱筆頭注が記されており、「陸軍外交ノ下火ト為ルニ及〔ヒ〕 海軍外交抬頭ノ傾向アリ」とある。「陸軍外交ノ下火」とは、従来の日ソ会商でたとえば大連・長春両会議が陸軍に恣意的に牛耳られた経過に対する不満の表現であろうが、自らは対ソ政策に定見を持たず、「列国協調」の名の下に徒らに対英依存・拱手傍観の態であったことへの自省の念は窺いとれそうにもない。当時の海軍の率直な見解として長文だが引用しておきたい。

そもそも、日露親善は経済上・国防上喫緊であるのに、シベリア撤兵の遅延は露国民に対日反感を招き、北樺太の「保障占領」駐兵は愈々対日感情を悪化させている。これは「誠ニ以テ国家ノ遺憾事ニシテ速〔カ〕ニ之ヲ改善セサルヘカラス……推フニ今日ハ我ニ於テ国家百年ノ長計ノ為ニ露国ニ接近ヲ試ムヘキ秋ニシテ 此目的ヲ達スルカ為ニハ我ハ露国ニ対シ大ナル襟度ヲ持シ 大局ノ為ニ小我ヲ捨ツルノ覺悟ナカルヘカラス……抑々露国側ノ主張ハ極メテ明白ニシテ 彼ハ第三次日露会議開催ノ為ニ3個ノ要求ヲナシツツアリ」すなわち、(1) 樺太撤兵期日明示、(2) 労農政府承認、政治的・通商的協約締結、(3) 会議における相互対等主義、である。樺太撤兵と同時に同地の採油・採炭・極東沿海の漁業・林業権を獲得してもあえてこれを撤兵条件としないこと、シンクレアとの契約は労農政府との問題にとどめしめ、労農政府をしてこれを消滅させること、が望ましい。この際正式承認を彼から求めるだろうが、日本政

府としては、通商条約でソビエトを事実上承認すること、但し、ソビエト政府を正式承認するのやむなき場合も覚悟する必要がある。

「帝国ニ在リテハ北樺太ノ採油権ヲ獲得スルコトハ我国防上極メテ必要ナリ……米国海軍カ日本ニ対スル平時戦略トシテ 北樺太油田ノ日本海軍ノ手ニ入ルヲ妨害スルコトハ 当然有リ得ヘキコトト思ハサルヘカラス……這次シンクレア契約ニハ樺太東岸ノ築港ニ迄言及スル折アルヲ以テ 国防ノ責任者タル海軍当局トシテハ之ヲ不問ニ附スル能」⁶⁾ わず、漁業問題も3月末頃までに解決しないと、「今年又々自由出漁トナリ 更ニ進ンテ無謀ノ密漁ヲ敢テシ 或ハ自衛ト称シテ密ニ武器ヲ携行スルモノ続出シ 隨所ニ大輝丸（筆者注・尼港事件の復仇と称してロシア漁民多数を慘殺した）ニ類スル事件ノ誘発モ絶無ナラサルヘケ又延テ露国漁業監視船トノ衝突トナリ 遂ニ我ハ武力（軍艦の派遣・海軍は反対）ヲ以テ露国ノ主権内ニ於テ漁業家ヲ保護セサルヘカラサルカ如キ破目ニ陥リ 将来日露親善ニ一大禍根」を招くことになり、対露問題の解決はますます延引される惧れがある。

徒らに日を過ごしては「樺太駐兵モ何等得ル処ナクシテ撤兵断行ノ余儀ナキニ陥ルノ日、蓋シ遠カラサルヲ虞ル。」この故に、1日も早く対露方針の大綱を定め、ヨッフェ来日をもって之を利用すべきである、⁷⁾ と直言している。

そして、ここには、統帥権を盾としてとかく撤兵問題に曖昧な態度を示す陸軍にも、海軍としての苛立ちをあえて隠そうとはしていない。

4 松井外相と芳沢全権の確執

日ソ北京会商の開幕

1924（大正13）年5月10日の総選挙で、清浦奎吾の貴族院研究会政府が敗退し、6月11日、前述のように加藤高明（憲政会）を首班とし、高橋是清（政友会）が農商務相、犬養毅（革新俱楽部）を通信省とする所謂「護憲三派」内閣が成立、外相幣原善重郎、内相若槻礼次郎らも台閣に列した。

この間、5月13日、辞職直前の外相松井慶四郎は左記委任状を北京駐在芳沢謙吉に送付し（300号）、ソビエト極東全権カラハンと会合して、日ソ間における

シベリア干渉の終焉と日ソ修交への道(正) (小林)

る「修好通商等ニ関スル事項ニ付商議ヲ為シ取極ニ調印スルノ権限ヲ有スルモノナリ」と訓電した(前述)。翌14日、芳沢はカラハンを往訪して、日本側としては、批准には枢密院諮詢の手続が憲法上必要であることを説明するとともに、交渉の秘密保持方を要望した。

カラハン、協定案提示

5月16日、カラハンは英文の協定案を提出したが、それには、① 協定調印と同時に外交領事関係を設立する ② 日本軍の北樺太からの撤兵と占領中止 ③ 通商条約締結 ④ 北樺太、東部シベリアの利権供与 ⑤ ポーツマス条約と1907年(明治40)年漁業条約を根拠とする新漁業協約の締結 ⑥ 尼^{ニコラエフスク}港問題の討議 ⑦ 相互に驚異の存在除去 ⑧ 主権尊重・内政不干渉 ⑨ 調印と同時発効 などが記されていた。芳沢は、協約が成立すれば撤兵するが、カラハン提案では2週間以内の期限で撤兵とあるが、これは照会しないと確定しない(陸軍の統帥権主張・注)と発言、カラハンは、2週間期限は「軍事専門家ノ意見ニ依レバ穩當ナルモノノ由」と答えた。尼港問題、軍事同盟、秘密条約廃棄、旧協約効力問題などについても意見が出されたが、これらはこの小論の主題ではないので、なるべく撤兵と石油問題に関連して交渉の推移を追及していくこととしたい。

ただし、北樺太占領政策は、「尼港事件」についての賠償を将来ロシアの正当政府が履行するにいたるまでの「保障占領」である、と表立っては強調しながら、その内実は同事件を口実にして北樺太の石油・石炭・森林利権等の「報復」的利権の獲得を狙っていたのであるから、「尼港事件」の立前論と撤兵問題との錯綜した内的矛盾の露出は避けがたいものであった。加えて、撤兵論議には、シベリア出兵にかかる「皇軍の威信」と、他からの容喙を拒否しようとする統帥権の独立論議の強調が絡んで、さらに事態を混乱させることになる。

外務、撤兵期日を陸・海軍に問う

ところで、5月22日、外務次官松平恒雄から、陸軍次官津野一輔中将、海軍

次官岡田啓介中将あてに、北樺太撤兵に関する問合せを「可成早目ニ御回示相煩度」と申入れ、極秘扱いで芳沢からの日ソ交渉経過に関する報告書の写しを送付している（5月22日）。

陸軍、撤兵3ヶ月所要固執と希望条項(1)

5月24日、津野陸軍次官は松平外務次官に、北樺太撤兵に関する回答を送り、その期日は陸軍が定めることとするが、「概ネ4月中旬ヨリ10月下旬ニ亘ル該地方船舶ノ航行期間ニ於テ 少クモ約3ヶ月ヲ要スル次第〔ニ〕候条承知相成度 又今次日露交渉ニ際シ 陸軍ノ希望事項別紙ノ通 追テ本年内ニ撤兵スル場合ニ於テハ軍撤去準備ノ關係上 遅クモ7月中旬迄ニ撤兵ヲ決定スルヲ要スル意見ニ付申添候」として「第4次日露交渉ニ際シ陸軍ノ希望条項」なる長文の下記意見を提示した。

「(1), 尼港事件ニ関シ日本カ物質的責任ヲ要求セサル場合 露国側ハ片務的ニ之カ責任ヲ負フコト 及〔ヒ〕尼港事件賠償ノ意味ニ於テ北樺太ニ於テ有利ナル利權ヲ我ニ供与スヘキハ……露国側ノ概ネ承認セル所ナリ (略)
(2), サハリン撤兵は尼港事件と不可分故に「撤兵時機ハ尼港問題解決後 之ヲ声明シ且之ヲ実施ス」 (3), 撤兵時期については声明後なるべく速やかに実施する主義で「陸軍ニ於テ自主的ニ二期日ヲ決定スル権利ヲ保留ス 而シテ我軍撤去ニ要スル期日ハ (海の凍結をさけ・注) 航行期間 (概ネ4月中旬ヨリ10月下旬ニ至ル) ニ於テ少クトモ約3ヶ月ヲ要ス (4), 軍政・軍事使節処分 (略) (5), 第3国 (注・米国を指す) カ太平洋沿岸露国要地ノ買収若クハ利權租借ヲ行フニ於テハ帝国国防ニ脅威ヲ与フル所大ナルヲ以テ次ノ要旨ノ約定ヲナサシムルコトニ努ム (原注・(5), ハ列国殊ニ米国ヲ刺激スルノ虞アルヲ以テ約定法ニ付注意スルヲ要ス) 日露両國ノ国防ニ脅威ヲ來ササル為日本ハ樺太ノ領地ニ於テ 露国ハ樺太ニ於ケル其ノ領地勘察加県ニ於テ 第3国ニ土地ノ譲与ヲ行ハス又軍事施設ニ利用セラルルカ如キ恐アル利權租借ヲ許与セス」

この陸軍意見には、撤兵は「尼港事件」解決後の陸軍の自主的決定にまち、4月から10月下旬の間の3ヶ月を要すること、軍政関係の引継業務は陸軍駐兵中に行うこと、第3国（米国）に太平洋沿岸用地買収、利權供与をしないこと、が提案されている。

松井訓令、東京予備会談の合意無視

実は、尼港問題は、さきの「後藤・ヨッフェ私的会談」では、ソビエト側が文書で陳謝することで双方が合意していたにかかわらず、もともとこの東京予備会談（川上・ヨッフェ会談も含む）をこころよく思わぬ外務省の立場から、松井外相は、尼港問題の謝罪と利権供与を対ソ交渉の最重要眼目として、芳沢に「篤ト御承知アリタシ」と強調した（5月23日）が、芳沢は、「尼港事件」を文書で陳謝することについてはソビエト側も「観念」しているようだが、「事件」の「賠償」という意味で利権を提供することはソビエト側が「峻拒」しているので、今さらこれを認めさせることは「真ニ至難ノ業ト申スヘク」「北権太利権ヲ飽ク迄特別扱トナシ以テ賠償ノ意味ヲ明カニセントスルハ遺憾ナカラ成功ノ確信ヲ有セス 殊ニ今回ノ協定ハ基本協定ニシテ利権ノ如キモ余リニ詳細ニ規定スルハ不可能」で、これらは付属公文書で声明することが望ましい。また、別の松井訓令（5月26日341号）では。「口頭」で利権等を提案して、交渉が不調に帰したときに、ソビエト側が、交渉決裂の責任は日本側の苛酷な条件にある、としてその責任を日本に転化させないように予防して、利権取扱方を注意すべしとあったが、「交渉ノ方法ニ付テハ余リニ本使（芳沢）ノ裁量範囲ヲ局限セラレ過サルヤノ感ナキ能ハス……屢次ノ貴電ヲ拝読スルニ 其後ノ往電ニテ御報告ニ及ヒタル談判ノ発展ヲ御考慮ニ入レラレサルヤノ疑アリ（として債権問題・中東鉄道・松花江問題等を例に挙げ・筆者注）篤ト御考慮ヲ迎ヘタク切望ス」と述べて、現場にある自分が最も敏感であるから「差出ガマシキ儀乍ラ」自分の考えにも配慮されたいと直言している（5月27日）。

陸軍の追加意見（2）

陸軍省は5月28日付で追加意見を送り、（1）尼港問題解決後とは日露交渉成立後の趣旨である（2）第5項の第3国に対する土地譲与・利権供与の件は「絶対ニ主張スルニアラス適当ノ機会ヲ捉ヘ得タル場合此趣旨ノコトヲ提議スルコトニ致度（注・条約ノ批准後撤兵ヲ実施スルコトニ注意スルコト）」（3）「華府会議ノ決議ニ依リ帝国カ受ケアル拘束ニ鑑ミ 露国ヲシテ此弱点ニ乘

スルカ如キコト無〔カ〕ラシムルハ希望スル所ナリ 従テ此ニ関聯スル事項ノ交渉アル場合右趣旨ヲ体シテ交渉スルコトニ致度（基本協定円満ニ成立スルノ氣運トナル場合ニ其意味ヲ露国側ニ通シ将来露国側の軍備拡張等ニ就キ相談スルコトトルモ可能）」と、米国への配慮を積極的に示した。

松井、特別利権99年期限訓令

芳沢の前述直言にもかかわらず、松井の5月29日訓令は、尼港問題についての「賠償」は普通利権以上に日本に有利な条件で北権太利権を提供させるのが本旨である、利権期限は東京予備会議で合意の55年間でなく、閣議決定の通り99年説で交渉せよ、と指示した。

芳沢は、北権太要地の不割譲・不租借は到底応諾させえまいこと「本使ノ断言シテ憚ラサル処ニ有之」、交渉全般に甚しい不利の影響を与えるので、この際これは提案しない（5月29日、435号）、利権期限を、昨年は55年で合意しておきながら、今まで99年を主張するのは如何なる理由によるのか、撤兵期限についても、3ヶ月所要の主張は「無理ナ注文」であり「失礼乍ラ率直ニ申上クレハ御訓令ノ次第ハ非常ニ無理ト思ハルモ兎ニ角御命令ナルト 又閣下ノ御苦心ヲ拝察シ 兎ニ角5月31日午後、カラハンニ会見シ、先ツ債権問題ヨリ初メテ北権太利権問題ニ及ヒ 特ニ用意シ置キタル粗末ナル地図3枚ヲ示シテ説明シタル所 果シテカラハンモ驚キタル模様ニテ」、このため芳沢も極めて慎重に折衝したので、会議は停頓はしなかったが、今後交渉が詳細にいたれば、カラハンも「茫然タルニ至ルヘク 甚々遺憾乍ラ今回ノ基本協定ノ商議モ到底蹉跌ノ運命ヲ免カレサルヘシ 本使ニ於テモ全ク成算ヲ有セス…本使ハ微力到底斯ノ如キ重任ニ堪ヘサルニ付至急適當ナル全権委員ヲ選派セラレ本使ト交代セシメラレンコトヲ請フ」との激越な不信状を松井に送付した（6月1日、444号）。

翌日の芳沢からの続報（6月2日、447号）によれば、利権問題に関する油田・炭田・森林格別3種の地図を、芳沢からカラハンに提示したところ、彼は「斯クノ如ク特定ノ地域ヲ指定シテ要求セラルルノハ自分ノ頗ル意外トスル所

シベリア干渉の終焉と日ソ修交への道(正) (小林)

ナリ 斯[ク]テハ會議ノ成功モ極メテ困難トナル印象ヲ得タリ……(このような要求を)政府ノ名ニ於テ審議シ得[ヘ]キヤ否ヤモ疑問ナリ」ソビエト政府としては、日本にないものは積極的に供与する計画で、石油なども将来専門家に具体的取決をさせる方針であるが、目下日本の占領下で手許に資料がないのでこの地図が利権許容地域かどうかも不明であり、対外的に日本人だけに有利な条件を与えることは、将来とも到底不可能であることを諒解されたい、と「極メテ真面目ナル態度ヲ以テ述へ」重ねて利権提案について「実ニ一驚ヲ喫シタル所ニシテ債権問題(注・ソビエト政府の旧債務否認政策)以上ノ難問ニ遭遇シタリ 従テ今後更ニ日本側ヨリ続々如何ナル要求ヲ提起シ来タストモ限ラス不安ニ堪ヘス」と憤慨している(6月2日、447号)。

当時の清浦内閣は総選挙敗北後の総辞職(6月7日)の直前で、外務省スタッフは、外相松井慶四郎・次官松平恒雄・アジア局長出渕勝次(前任者は芳沢謙吉)・欧米局長広田弘毅・条約局長山川端夫・通商局長永井松三、であった。松井外相から芳沢全権への訓令がなぜこのような確執を露出したのか、松井が辞職目前の個人的反ソ見解を曝け出したのか、あるいは昨年外務・内務を含む政府の猛反対の中で敢行された後藤新平の対ヨーロッパ私的会議に対する、松平次官を先頭とする外務省の後藤への報復的疎外措置なのか、筆者にはなんとも訣然としない疑問が残る。

商議停滞と芳沢の帰国希望

当時の新聞、たとえば5月29日は北京発『東京朝日新聞』(5月30日付)は、日ソ協商が停頓している理由として、会議は芳沢の申入れで延期されたが2、3日中には再開予定、というカラハンの談を報じ、同紙は、交渉の裏面では、日本政府の態度が急変した模様で、芳沢が本省に稟訓しても、政府の態度は従来の経過を無視した強硬策で、このままでは決裂の外なしとして、芳沢は政府の反省を促しているものの、尼港・北樺太問題での政府の現在の態度では再開しても円満進展は覚束ないので、「結局纏らないことを見越して殊更に強硬態度をとるにいたった」のではなかいと観測する向きもある、と報じ、また『国

民新聞』(5月30日)は、交渉は岐路にあり、撤兵については、政府は「飽く迄も体面を重んずることに努め、特に陸軍側が可成強硬の態度を以て政府の決定に容喙しているらしい」と報じている。

これらの新聞の報道を警戒して、松井外相は、芳沢がカラハント打合せて会商毎にコミニケを発表するのは「従来ノ例ニ顧ミテモ好マシカラサル結果ヲ惹起スヘキ虞アルニ付此点注意」せよとまで電訓して報道への不信感を露わにしている(5月30日、360号)。

芳沢、帰朝命令を要請

政府との意見の扞格に焦慮する芳沢は、その調整と日本側の「陣立ヲ確定スルコト急務ナリト思考」して、ついに2週間程の帰朝命令を要請するにいたった(6月3日、至急451号)。

松井は折返し訓電(368号至急極秘)し、さきの利権期限55年問題は、東京予備會議でも、やむをえない場合その外なし、としたものであり、撤兵期限も、アレクサンドロフスカ亞港に多数軍隊を引揚輸送するには多大の困難があり、同港設備も不完全なので、3ヶ月所要との政府訓令は必ずしも無理な要求ではない、ただこれらの交渉には極めて困難な点もあり、「貴言ニ於テモ不尠御苦心ノ事情ハ本大臣ニ於テモ充分之ヲ諒察シ居ル次第ナルモ、折角此処迄尽瘁セラレタルコトナレハ此際ニ帰朝セラルルコトナク」交渉を進め、まとめやすいものから解決し成功をもたらすよう、と訓電して帰国を許さなかった。

カラハン、相互平等に反すると抗議

撤兵問題での芳沢報告(6月6日、468号)では、カラハンは所要期間3ヶ月は「頗ル意外」とし、ソビエトの調査では一週間を要せず、「日本ニシテ真ニ撤兵ノ決意アルニ於テハ今日ヨリ其準備ヲモ為シ得ヘク」、さきに日本は、協定成立のあにつきには撤兵すると声明しながら、今日は3ヶ月所要と主張するのは納得できない、と論じたが、芳沢は軍事専門知識を有せず、として討議を打ち切り、これを政府には報告する旨を応答した。

シベリア干渉の終焉と日ソ修交への道(正) (小林)

さらに6月7日の芳沢の報告(470号)では、カラハンは、北権太利権に関する日本の要求は「対等国ニ対シ為スヘキ要求ニ非ス 日本ハ尚未タ日露国交ノ重要ナルヲ了解セス……裏心遺憾ノ情ニ堪ヘス」、もしこれをモスクワに報告すればおそらく政府はこれを「爆弾投下」とみなし、直ちに交渉は頓挫し自分は窮境に立つことが予想されるので政府には報告していない、自分としては利権の詳細審議は予想しておらず。「全ク手ノ著ケ様ナキ次第」、日本案の中にはソビエト国民のもつ権利・利益を放棄させるような規定もあり、「斯ノ如キハ^{さながら}宛然敗戦國ニ対スル要求」であって、承諾はもちろん審議すらも困難である、たとえば、漁業問題でもその管理権までも日本に与える規定もあり、主権の一部を拠棄させるような日本政府の態度は「如何ニ事態ヲ諒解セス常ニ支那ニ臨ムカ如キ觀念ニ支配セラレ居ルカヲ察スルニ足ルヘシ……篤ト日本政府ノ反省ヲ促ササルヲ得ス……(芳沢が)政府ニ報告ノ際ニハ、自分(カラハン)ガ交渉全権トシテ、日本案ヲ審議スルコトスラ峻拒セル旨、明確ニ報告セラレタシ」と、相互平等主義の必要を強調した。

芳沢、松井に最終的召還要請

芳沢は松井外相への最終報告(6月9日、479号、注・当日清浦内閣は辞表提出)で、彼我の懸隔は大きく、討論しても我に勝味ない今まで交渉を継続しても却って不利、カラハンもいささか「匙ヲ投ゲル氣味アリ」「出先全権ノ充分ニ納得セズ、従テ其主張ガ全権自身ノ確乎タル信念ニ基カサルモノナル限り、如何ニ政府ノ御趣旨ヲ徹底セシメント努力スルモ、其主張ハ相手方ヲ屈服セシムル力ヲ欠クヘキハ真ニ已ムヲ得サル所ニ有之……円満ニ継続スルノ見地ヨリスレハ、本使ノ帰朝ハ絶対的ニ必要ト思考セラルルニ付」交渉促進の唯一の方法として召還の再考方、を要請した。

陸軍の北権太撤兵案(3)

この日、松平外務次官は、北権太撤兵に関する津野陸軍次官からの通牒(6月7日、西密26号)を受領した。そこには重要な下記の具体案4項目が提示され

ていた。

「第1，日本軍ハ諸施設等ノ引継並撤収ニ伴ヒ左ノ区分ニ依リ北樺太ヨリ撤兵ス
東部海岸方面地区（完了期限9月上旬）

中部及西海岸方面地区（完了期限10月下旬）

（注意）交渉及引継遅延ノ為撤兵ヲ本年中ニ完了スルノ見込ナキ場合ニ於テハ已ム
ヲ得ス撤兵並軍政等ノ撤兵ヲ來年ニ於テ行フ【原文注】7月上旬以前ニ撤兵ヲ決定セ
ラルル場合ニ於テハ上記完了期限ハ之ヲ繰上ケ得ルコトアルヘシ

第2，日本軍ハ撤兵ト同時ニ當該各地区ニ於ケル軍政ヲ撤去スルモノトス 其ノ時
期ハ予メ薩哈廻州派遣軍司令官ニ於テ告示ス 軍政撤去後當該各地区ニ於ケル治安秩
序ノ維持等一切ノ責任ハ露國側ニ移ルモノトス

第3，諸施設等ノ引継ノ為両国政府ハ委員ヲ任命ス （以下略）

第4，日本軍ノ押収物權ハ現在ノ仮露國側ニ引渡ス （以下略）

海軍側撤兵意見（1）

また、撤兵に関する海軍の意見が初めて、岡田次官から松平次官に送達され
た（6月7日、官房機密799号）。そこには、北京における交渉が成立し、「油田
炭田及其他ニ關スル利權問題解決シ 將來ノ經濟上不安ナキニ於テ 海軍ノ關
スル限り撤兵ニ異存無之 右ノ場合成ルヘク速ニ撤兵スルコトトシ 之ニ要ス
ル期間ハ夏季約1ヶ月、秋季ハ概ネ天候不良ナル為約1ヶ月半ニシテ 冬季結
氷期タル10月下旬ヨリ5月上旬ニ至ル期間ハ実施不可能ナル状況ニ有之候」と
記されている。

なお、先述の芳沢からの強い帰朝要請について、松井外相は、目下内閣は辞
表提出中なので、交渉が停頓しないよう仕向けるのが得策である、と芳沢に返
電している（6月9日、387号）。

5 幣原喜重郎、外相に登場す

撤兵最優先、芳沢の念願帰国

1924（大正13）年6月11日、幣原喜重郎が「護憲三派」の外務大臣として發
登場した。この日、カラハンは芳沢を訪問し、黒龍江の河口に日本の水雷艇2
隻と軍送船が無断でブイを占拠している、として露領漁業に対する日本海軍の

シベリア干渉の終焉と日ソ修交への道(正) (小林)

違法干渉行為であるとの抗議覚書を手交した。芳沢の新外相幣原への稟請はカラハンからの抗議覚書の転送によって開始された(492号)。

翌12日、芳沢は対ソ交渉経過を幣原に報告(498号)し、その中で、①、ソビエトは北樺太からの撤兵を最重視しており、日本の新聞には尼港問題が解決しない限り撤兵はできないと報じられているが、モスクワはこれを撤兵しないための口実に、困難な条件を提案しているのではないか、と惧れしており、撤兵は早い程よく9月までに完了したい。撤兵期限も、当初は最小限3ヶ月と言い、今次は最大限3ヶ月と修正されたが、今一步短縮方を望む。「撤兵ノ断行ヲ遲疑シテ恰モ未練ヲ残シ居ルカ如キ感想ヲ与ヘ不愉快ナル印象ヲ残サシムルハ極メテ不得策」である。軍隊はまず撤兵し、施設その他の撤去は經理官や軍官等少数を残留せしめればよく、撤兵期限は1ヶ月から2ヶ月あれば可能である。利権問題については撤兵案を考慮するかあるいは帰国を命じてもらいたい。

②「尼港事件」については、日本軍のシベリア出兵に対するソビエト側の対抗要求を棒引きとするもので「頗ル我方ニ有利ナル次第付是非御採用アランコトヲ希望ス」

その他、北樺太不割譲声明要求や中東鉄道等についても述べた上で、カラハン側は、浦潮における2軍人釈放や漁業査証官派遣等、日本の歓心を買おうとしているのに、日本紙の報道では逆に撤兵の困難を強調するなど、政府より強硬な主張もあって、カラハンは「頗ル落胆失望ノ色を示シテイル」。交渉を成功させるためには、「実行不可能ナルモノハ之ヲ撤回セラルコト絶対必要ト存ス 乍潜越卑見稟申ス」と述べた。6月14日発幣原外相の芳沢への訓令は待望の「一時帰朝命令」であった(400号)。

海軍の利権油田開発意見 (2)

芳沢帰国中に、海軍省中里軍需局長から外務省広田欧米局長宛てて「北樺太利権問題ニ関スル件」という極めて長文の意見書が送達されている(6月16日、軍需機密燃32号)。そこには、現在石油利権は国防上産業上「最モ熱望」するもので、今までにもすでに北樺太に数百万円を投じてきた。その点石炭利権

の如きは第二義の従属的なものである、として、北樺太の石油は、差当り10万～20万トン程度が最も経済的生産数量で、原油1トンの現地海岸渡〔わたし〕約24円、運賃4円として、内地渡原油約28円となり、最近のカリフォルニア州原油を35円として比べると、純益1トンにつき7円、総利益70万円となるので、固定資本400万円、運転資本100万円計500万円に対し利率約14%に相当する（出資割合は海軍300万円、「北辰会」100万円）ので、この計算で、1トン1円40銭以内のソビエト側の課金なら、これを許容しても差支えないのではないか、としてその他合併経営申出の場合、などについても言及している。そしてソビエト政府が、すでに英・伊の承認を獲得し、最近中・露条約も締結されて、ソビエトの対日態度はますます強硬となり、反対に「尼港事件」に対する日本国民の公憤は次第に弱まっているので、対ソ交渉も「一層譲歩的ニ陥リ易キ傾向ヲ帶フヘキハ、蓋シ自然ノ趨勢」ゆえに、今回交渉を纏めるのは「我力為には好都合」と主張している。

カラハン、日本の誠意に不安

芳沢の北京帰任を約してこれを待つカラハンは、日本政府が、今までの日ソの主張の余りの差異に驚き、さりとて「今更本交渉ヲ打切ルコトモ四園ノ事情ニ鑑ミ不可能」なので、「種々ノ口実ノ下ニ公使ヲ長ク引止メ置キ不得要領ニ^{じんせん}荏苒交渉ヲ遷延セシメンムトノ底意」ではないか、との不安を表明したが（7月9日、579号）、芳沢は、撤兵に関連しての実施視察のため2週間の予定で7月11日北樺太に出張、帰朝後交渉再開予定、の旨を幣原外相からの訓電（7月10日、436号）としてカラハンに伝えた。カラハンは12日ステートメントを発表し、「北樺太におけるよりも東京における成功を祈る」旨（注・反ソ硬論への配慮か？）を表明して、現地出張は余り効果はなく、交渉の将来は益々悲観的だ、と述べた。

モスクワ政府も対日交渉に疑念を抱き、いつカラハンの帰国を命ずるかもしぬとの情報も流れたが、『東方通信』報道では、極東部長はドゥホフスキイからメツニコフに、日本課長はベルリンからコレスニコフに代り、シナ課長に

ゲイツマンが就任した。メツニコフは20（大正9）年初頭の極東革命軍事會議委員で、沿海州武装解除事件では日本軍に捕らえられたが危うく慘殺の難を逃れ、最近は沿黒両県軍団司令官として中国各地を視察し、極東部長候補となつた人物である。

対ソ交渉仕切直しを閣議決定(1)

7月24日の閣議で対ソ方針が決定され、撤兵・尼港・北樺太利権に関する事項は、松平次官から陸軍津野・海軍安保^{キヨガズ}（清種）兩次官にも送達された（7月25日、欧一機密628号）。

芳沢には幣原外相からの訓令（7月28日、欧一機密143号）が回電され、北京交渉は「左記事項ノ趣旨ヲ体シ、別添両国修好ニ関スル条約案及附属議定書案並付属公文書案ニ依リ交渉ヲ取纏ムルニ努メラレタシ」として、「尼港事件ニ対スル先方謝罪ヲ付属公文」とし、その他の「比較的永久的性質ヲ有スル事項」は条約中に、「一時的又ハ特別ノ性質ヲ有スルモノハ之ヲ附属議定書」に規定する趣旨であるが、議定書も条約と同一効力を有せしめることとして議定書末尾に記載する旨を説明し、批准については、憲法上のその必要性は確認しながらも、カラハンは条約調印と同時に発効すると解釈しているので、「批准交換ニ日子ヲ要スル結果条約効力発生時期ヲ遅延セシムルカ如キコトナカラシムル為メ先方ノ希望ニ応シ批准ヲ了シタル上ハ北京ニ於テ両国代表者ヨリ右批准完了ノ旨ヲ正式ニ通知スルコトニ依リ条約ノ効力ヲ発生セシムルコトセリ」と述べて、撤兵期日・漁業の漁期・石油利権等が条約発効後に依存することにも配慮の必要ありと訓令した。

統帥、撤兵期日明示せず

撤兵については、必要なら期間を1ヶ月半位に短縮することも不可能ではないが、「本条ヲ先方ニ提出スル場合ニハ右期間ノ箇所ハ「ブランク」ニテ提案セラレタシ 蓋シ11月以後ハ北樺太ヨリノ撤兵困難ナルヲ以テ遲クトモ9月中旬迄ニ本条約ヲ効力ヲ発生セシムルニ非レハ本年中ニ撤兵スルコト不可能ナリ

旁々先方ヨリ右撤兵期日ニ付質問スル場合ニハ曩ニ示シタル3ヶ月ノ期間ハ之ヲ若干短縮シ得ト思考スルモ 兎ニ角本年中ニ撤兵スルトセハ成ル可ク速ニ本交渉ヲ取纏メ且及フ限り迅速ニ批准ヲ行フノ必要ナル所以ヲ説示シ 以テ交渉ノ成立ニ応シ右期日ヲ示ス様致シタシ 但右期日ヲ取極記入セムトスル際ニハ「予メ請訓セラレタシ」と総帥権による自主性を強調する陸軍への配慮をも指示している。

幣原、特別利権細則も主張指示

利権については「一般的規定トシテハ大体カラハン提案ヲ基礎トスル別添条約案第6条ノ通りニテ可ナルモ 北権太ニ於ケル或種利権ハ今次交渉ニ於テ我方ノ特ニ重キヲ置ク所ニシテ 右ニ関スル協定ヲ單ニ目下露国側ノ主張スル如ク空漠タル約束ニ止ムルコトハ後日紛議ノ禍根ヲ貽スモノニシテ 我方ノ重要視スル実質的利益ヲ確保スル所以ニ非ス 又何レノ時期ニ於テカ協定スヘキ批准事項ハ 此際之ヲ取極ムルコト寧口懸案一掃ノ趣旨ニ合致シ日露双方ニ好都合ナルヘキニ付 此際詳細且明確ニ利権ヲ許与スル旨ヲ取極ムル様極力努メラレタシ 尤モ本件ニ關シテハ先方ニ於テモ態度甚々強硬ナルニ顧ミ 利権ノ種類・区域・生産分配率・其他ニ付、従来ノ要求ヲ緩和シ 別添議定書案(2)ノ通り変更スルコトトセリ 尚本案ニ記載ノ地域・生産分配率其ノ他ノ条件等ニ付先方カ絶対ニ同意セサル場合ニハ改メテ請訓サレタシ」。

陸軍撤兵条約発効後1ヶ月以内主張(4)

一方、津野陸軍次官は7月26日通牒（西密32号）の第4案を松平外務次官に送り、北権太からの撤兵については条約発効から1ヶ月半以内に実施しうべく、その為遅くとも本年9月15日から撤兵を開始しうるよう次のように改訂したい、として、前述撤兵案（6月7日、西密26号）中の第一の区分に関し、東海岸方面地区（完了期限9月上旬）を10月中旬に訂正、第三の（注意）①を削除しただけの文書に加えた上で、さらに「尼港占領以降大正13年度末ニ至ル経費」として次表（7月28日軍事課）を送付した。

シベリア干渉の終焉と日ソ修交への道(正) (小林)

(イ) 派遣軍維持費 約3970余万円 (ロ) 軍隊派遣ニ伴フ特殊検査費 (主なるものは建築其他の建造費なり) 約2700余万円 (ハ) 軍政費 約540余万円
計約7210余万円 (本金額中13年度ハ予算額ヨリ、其他ハ実費ノ近似数ヲ計上セリ)。

最後通牒的、とカラハン日本案を非難

8月4日、芳沢はカラハンを往訪し交渉促進を申入れるとともに、日本政府訓令内容(7月28日)を提示したが、カラハンは一読の上で、日本は利権問題で依然強硬要求をなし、これでは「殆ト挨拶ノ辞ナキニ苦シム」、撤兵期限も明示していない、閣議決定を経たのであれば「稍最後通牒的」であり、モスクワは従来常に「最小限度ノ提案ヲ為スニ反シ、日本ハ常ニ最大ノ要求ヲ以テ露国ニ望マントスルハ甚タ不満」と弁じたが、芳沢は、日本としても出来る限り「露国ノ面目ヲ傷ケスシテ協定ヲ成立セシメントシ」て閣議で決定したもので「何等掛引キ無キ決定」であり最小限の主張であると反論した(8月5日、657号)。

商議はかくて日本案の逐条に移り、撤兵期日を明示しないのは「不誠意ナル掛引ノ魂胆」である、とカラハンは非難したが、芳沢は「交渉ノ進捗如何ニ依リテハ、協定成立前ノ適當時機ニ於テ期限ヲ記入シ得ルニ至ルヘシ」、陸軍も撤兵に誠意を示している、と応対した。この点、幣原は、カラハン希望の通り撤兵を日本政府の「声明」としてもよいが撤兵は軍の統帥大権に属するので、政府が軍隊を動かすような形式とするのは適当ではない、と訓電している(8月7日、498号)。

交渉に暗雲おおう

ところが、交渉はわずか会商第3回目(8月7日)ころから雲行きが怪しくなった。カラハンは、日本の新聞が日本側要求のみを詳しく報じてカラハンに対する攻撃記事が多いので、ソビエトとしても今まで隠忍してきたが、この際は精確な情報を言論機関に発表したい、交渉を促進させるためにもカラハン側だけがいつまでも隠忍自重している必要はない、との意向を表明した。芳沢は、

日本紙の報道は日本政府筋から出たものではなく、政府としても当惑している、コミュニケ発表の程度くらいならば一応政府に請訓してもよい、とカラハンの不満再考を求めながらも、他方で至急訓令方を幣原に要請した。幣原は折返しての電訓（8月9日、502号）の中で、カラハンの提案には「不同意」の旨を伝え、日本としては国内強硬論に抗して本交渉成立のため誠実に努力中なので、いま日本側の利権案が公表されると「交渉ニ累ヲ及ホスヘキハ明」らかである、カラハンが強いて経過の発表を希望するのなら、時々双方が協定して適宜コミュニケを発表する程度ならば異議はない、と訓令した。

日ソ主張の対立点

対立点は、ソビエト側が、ネップ（新経済）政策による積極的な外資導入政策の一環として、日本をも含めて広く各国からの一般的利権導入を期待しているのに対して、日本政府は一般利権とともに、とくに北樺太利権を、「尼港事件」の「保障占領」、賠償の内意による特別利権の供与、しかるのち撤兵による軍政の終結、を強調するところにあった。そして、海軍は石油利権獲得に、陸軍は撤兵における威信の固持に、なによりも執着していた。

カラハンの主張するところは、日本の石油・石炭等の利権要求では、露国は北樺太を失ったと同様で、日本の利権所有地以外は荒蕪の地だけとなる、これでは日本撤兵の意味もない。このような屈辱的 requirement には到底応諾できない、自分はソビエト国民に目見える言葉もなく、交渉不成立もやむをえない、利権取極といつても、日本軍占領下では事実上不可能で、詳細取極は露国を信頼して将来に一任するべきである。利権問題を国交回復と関連させることには同意できない、と論難した。

芳沢は、国交の樹立が原因であって利権はその結果、というカラハンの主張は「普通ノ場合一応尤モ」だが、日露関係の場合、北樺太駐兵は「尼港事件」の「保障占領」であるから、日ソ国交回復のためには「尼港事件」の解決、そのためには占領を解除するための賠償をえる必要がある、ところが、ソビエトは尼港事件の賠償には同意できないというから、その代わりに日本は北樺太利

シベリア干渉の終焉と日ソ修交への道(正) (小林)

権を要求するのであって、「斯ノ如クシハ交渉ハ茲に決裂ヲ見ルの外ナシ」と言明し、カラハンも「ソレハ日本側ノ責任ナリ」と応酬した。

芳沢はさらに、日本側は協定発効と同時に利権經營を開始したい意向であり、他方、カラハンとしては、北樺太の利権を回復しその上で利権の詳細取極・譲与という方針だから、日本だけに独占的許与はなしえず、モスクワの方でも石油・石炭の採掘を望んではいるが、日本の主張は露国の主権を無視したものである、と重ねて双方の主張の懸隔とその譲歩不能を確認、芳沢も「今日ヲ以テ事実上決裂シタルカ如キ感ヲ抱カサルヲ得ス」と嘆息を洩らし、2日後の会議を約して終った(8月7日、667号)。

芳沢、撤兵期日譲歩・利権強硬観望案上申

交渉の膠着に直面して、芳沢は幣原に上申(8月12日、685号)し、(1)、撤兵期限については、2ヶ月と2週間を比べて余り違いはないので、この際利権問題に解決見込みの立つ場合には「最低限度ノ1ヶ月半ノ期限ヲ記入シテ解決スルコトトシタシ」。(2)、利権については、日本側の目的を達しがたいと考えるので、政府側で「今回ノ交渉モ前途ノ見込無シ」と断定される場合には、あえて交渉の「末路」をまたず、未解決問題の多く残る「今日早キニ臨ミテ露国側ノ各種問題解決ノ誠意無キ事ヲ口実トシテ決裂ニ決定セラルルコトモ一策」である、もし他の懸案を解決したのちに「単ニ利権問題ノ未解決ヲ口実トシテ」決裂させるのは「帝国政府ノ立場ヲシテ極メテ不利」にするので、この際譲歩の色を見せるのは、カラハンを付け上らせ「際限無キ譲歩ニ導ク奇觀無キニ非ス……撤兵時期等ノ関係等ニ依リ先方ニ於テ其ノ真意ヲ明カニセサルヲ得サルニ至ル時期迄」暫く交渉を中止し、他の懸案交渉も停滞のまま「静ニ觀望ノ態度ニ出ツルト同時ニ万一不調ノ場合」には、露国側の誠意のないことを指摘しうる「余地ヲ存シ置クコト得策ナルモ知レス」とし利権課題を最重視する立場からの駆引策を提案している。

カラハン、ソビエトの外資導入現状提示

カラハンは8月12日、ソビエト最高利権委員会が取扱っている各国別利権契約調査表（1924年4月現在）を芳沢に提示して日本だけを例外視えない実情を訴えた。即ち、

- ① 既締約契約〔(イ)は単独経営、(ロ)は合弁経営〕 ドイツ15 ((イ) 9 (ロ) 6)・アメリカ10 ((イ) 8 (ロ) 2)・イギリス7 ((イ) 4 (ロ) 3)・スエーデン2 ((イ) 2)・ノルウェー3 ((イ) 2 (ロ) 1)・フランス・デンマーク・チェコ・ポーランド・ロシア各1 ((イ) 1)・オランダ・エストニア・トルコ各1 ((ロ) 1)・フィンランド2 ((イ) 2)・オーストリア2 ((ロ) 2)・その他6 ((イ) 3 (ロ) 3) 合計55ヶ件、
- ② 請願審議中案件、ドイツ287・イギリス102・フランス62・アメリカ57・ロシア52・オランダ23・イタリア20・オーストリア19・ノルウェー16・スエーデン13・ポーランド12・デンマーク12・ラトビア12・フィンランド8・スイス7・日本6・チェコ5・カナダ4・エストニア2・ベルギー2・その他37、合計758で、日本は「請願中」がわずかに6件で最下位に近い。弱小資本日本の力量と武力干渉失政の一具体例でもあろうか。

『萬朝報』（8月11日）は「交渉の停頓は十八番の駆引か、案外折れ易いかも知れぬ」との見出しが、交渉決裂さえ伝えられている状態で、芳沢は「仮令露國不条理な主張を為すとも、急に之を決裂に導く様なことは信ぜられない」、ソビエトの強硬論は「駆引ノ牽制」で、この諒解さえつけば利権問題の接触も困難ではない、日本の誠意が了解されれば「案外容易に会議は進捗するという望みがないでもない」と語った、と報じたが、『東京日々』や『時事』は、決裂の外なしとの悲観論であった。

幣原、芳沢の悲観論を排す

左の芳沢提案に不同意を示した幣原は（8月14日、519号）、尼港、利権等の諸問題はすでに東京予備会議で商議しているので、現在の交渉で何等の纏ることなく不調に終わることは「却ッテ世論ノ批難ヲ招クヘキコト明白」で、日本の利権提案も「不当ノ要求ニ非サルヲ信シ」、そのために決裂しても「帝国政府

シベリア干渉の終焉と日ソ修交への道(正) (小林)

ノ立場ヲ不利ナラシムル理由ナカルヘキニヨリ」引続き努力してもらいたい、と命じたが、尼港問題についてはなるべく早く謝罪文面を確定すること、撤兵については、その期限の無記入なのは決して駆引ではなくその完了予測が不可能なこと、利権については、「今一応論議ヲ尽シ尠クトモ双方ノ所見ヲ明ニシタル上ニテ決裂ト否トヲ決スルコト致シ度キ考」で、疑問を解くために、として次の諸点の説明方を要求した。すなわち、カラハンは、あたかもソビエトが戦敗国であるかの如き態度を日本は示している、と非難して相互主義を主張しているが、たとえば、日本は油田の經營についても、その純益の有無に關係なく、年生産高の一部を露国側に交付する約束をしていることにみても、あくまでも対等の立場に立っており、もし戦敗国ならかような契約はしない。また、日本にのみ特権を許与するのは不可能だとの主張も、元来北権太占領は「尼港事件」の「保障占領」であって、今回協定の表面にその明示を避けたのは「全ク露国側ノ面目ヲ重シスルノ趣旨ニ出タルモノ」にすぎず「我カ方ノ苦衷」はカラハンも充分「諒得」してもらいたい。労働者の条件についても、日本は「何等政治上、社会政策上ノ主義ニ基キ露国国内法ノ除外ヲ要求スルカ如キ趣旨ニアラス」、純益の有無に無關係にソビエトにも利益の相当部分を分配するための経済上の理由による。利権の詳細審議権をもたぬというカラハンの主張はその真意の了解に苦しむ。利権許与は、北権太の取権回復後に実施する、とのソビエトの主張は、現に占領地域内で試掘等に着手している事業を無視し、撤兵と同時にその事業をも撤退させるという現実否定の事態を結果して「我国論ヲ沸騰シ、或ハ撤兵其ノ者ニモ大ナル反対論ヲ惹起」する虞れがある。またカラハンは、日本提案以外の油田・炭田は、荒蕪不毛の地域しか残さないというが、これは事実に反する。カラハンは国交回復を利権と関連させることに反対しているが、日本は国交回復後の両国の親交保持を希望し、そのためには論争の原因を除去しようとの意であって、両者を結びつけるという趣旨ではない。カラハンは「主義トシテ利権ヲ我方ニ許与スルニ異存ナキ旨」を述べながら、此際直ちに取極めることに反対するのは理解に苦しむ。利権許与区域に日本がソビエトの行政権を認めない、というカラハンの指摘は

「大ナル誤解ニシテ協定成立セハ」軍政も「完全ナル主権」に於て露國官憲に引渡すもので「何等疑惧スルノ理由ナシ」。

芳沢、最後の好機讓歩妥結意見

利権問題に関する外相からの基本的強硬論の訓令に接した芳沢は、もしカラハンが妥協をせぬ場合に、日本がこのままの主張では交渉は立ち消えとなり、それでは「如何ニモ拙劣」であるので、もし相当期日までに相手側が折れてこない場合には、「国交回復ノ重要ニシテ今回ノ時期ヲ失スルニ於テ、更ニ有利ナル解決ヲ期シ難カルヘキニ顧ミ、此際利権ニ関シ相當讓歩ヲ為スモ交渉ヲ纏ムルコト結局得策ナリト思考ス」との意見を開陳し、もし日本の方針が不変の場合には、2、3の未解決問題を理由にして決裂を声明した方がまだましだる、いずれにせよ8月半ばの今日、速かに態度を決定するを要する、との重要な提言をあえていた（8月15日）。

カラハン、基本協定成立強調、調査資料要求

日ソ国交回復の最後的好機、と内心焦慮する芳沢は、8月18日カラハンを訪ねて第6回目の会商をした。交渉は山場を迎えて、カラハンも、モスクワ政府に稟請の必要がある、として、目下北樺太に日本が経営中の油田・炭田の詳細な実態資料の提出を求め、自分は利権契約の委任権は有しているが、此際専門家も招いて調査したい、それには数ヶ月の時日を要するので、結局撤兵が本年内には完了しない結果になるのは「甚々面白カラス」、とくに本条約と同時に利権契約を締結するのは、「ソビエトの承認が利権で償われた」との印象を与える、「極東平和のために国交を樹立する」という歴史的事業の趣旨に反するので、利権はあく迄国交樹立とは別にこれを提供することを望む、本協定は急ぐ必要があるので、これには単に主義上のことを取極める趣旨としたい、これは英ソ条約の先例もある、と論じて討議の末、芳沢は、利権契約を締結するまでの間も日本は現状の操業を継続すべき必要ありと主張したが、当方にも主権・法律ありと反対するカラハンは「又難關ニ到達シタリ」と嘆息した。

シベリア干渉の終焉と日ソ修交への道(正) (小林)

北権太からの日本撤兵を25（大正14）年内に実現したいとのカラハンの期待は外れて、逆に決裂の可能性が濃くなった。公開外交を原則とするカラハンはコムニケの発表を希望したが、秘密外交に執着する日本はこれに反対した。

8月19日^{ハバロフスク}哈府發・旅順関東軍参議長から参謀次長宛の電報（関電113号）では、密偵からの報告として、交渉決裂の見込みなのでカラハンはその理由を公表するとの電報が哈府のソビエト代表ラキーチンの許に届いた由であった。（続）